

随意契約理由書

案件名：一級河川 寝屋川外 長瀬調節池外電気設備更新工事（その2）

本案件は、長瀬調節池及び平野川浄化ポンプ場並びに古川浄化用導水路施設において、老朽化した電気設備の更新工事を行うものです。

本案件は、「一級河川 寝屋川外 長瀬調節池外電気設備更新工事」の名称で令和8年1月9日に公告、同年2月16日に開札を実施しましたが、予定価格範囲内の入札がなく、再度入札（同年2月19日開札）においても予定価格範囲内の入札がなかったため、入札が取止めとなったものです。

本案件は、長寿命化計画に基づく更新工事であり、長瀬調節池は令和9年度の出水期まで、平野川浄化ポンプ場、古川浄化用導水路施設は令和9年度中の完成と非出水期中の施工が求められ、早急な契約が必要であること、また、これまでの入札実績から一定規模の発注ロットが必要であり、分離分割等の設計積算の見直しの余地がないことに加え、入札参加要件も工事の実施に必要な施工実績を求めているのみで資格要件の緩和余地もなく、再度公告入札には適しません。

以上のことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定（再度の入札に付し落札者がいないとき）に基づき、上記2回の入札において入札書を提出した唯一の業者である関西日立株式会社より見積を徴取し、その価格が予定価格内であった場合、同社と随意契約を行うものです。